

査証・在留資格・その他の情報

査証・在留資格

◆ 入学試験のための「短期滞在」査証

入学試験を受験する目的で日本へ入国する場合には、自国の在外日本国公館で、入国目的を必ず「受験のため」と申告し、「短期滞在」査証（ビザ）を取得してください。この査証では収入や報酬を受けることはできません。

なお、短期滞在で日本に入国し、別の在留資格へ変更することは、やむを得ない特別な事情がないと認められません。また、原則として「在留資格認定証明書」や理由書の提出が求められますので、注意してください。

◆ 入学のための「留学」査証

● 新規入国情

合格者は、本学発行の入学許可書または合格通知書、パスポート、関係書類を在外日本国公館に提出し、「留学」査証（ビザ）を申請してください。

また、査証を取得するためには、事前に日本での生活費が確保できることの証明が必要とされる場合があります。

京都大学国際交流サービスオフィスでは、所属学部・研究科等事務室からの依頼を受けて、京都大学へ入学が決定した入学予定者およびその家族の在留資格認定証明書交付代理申請を行なっています。入学が決定したら、所属学部・研究科等事務室へ問い合わせてください。なお、大使館推薦等の国費留学生および大学間学生交流協定に基づく交換留学生については、サービスオフィスでの在留資格認定証明書交付代理申請の取扱いはありません。

■ 京都大学国際交流サービスオフィス：<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/about/ja>

● すでに日本に滞在している場合

入学手続き時の在留資格が、「留学」でない場合（「短期滞在」など）は、入学決定後に、入国管理局で「留学」資格に変更しなければなりません。

在留カード

日本に3ヶ月を超えて滞在する予定の外国人居住者には在留カードが発行されます。在留カードは、原則、新千歳、成田、羽田、中部、関西、広島および福岡空港に到着する場合は、入国審査時に上陸許可に伴い交付されます。その他の出入国港より入国する場合、居住地区の役所に日本の居住先の届出をした後、登録された住所宛へ在留カードが郵送されます。在留カードは常時携帯する義務があります。

居住地の届出（住民登録）

3ヶ月を超えて日本に滞在する外国人は、入国してから14日以内に居住地区の役所で、居住地の登録（住民登録）をする必要があります。

国民健康保険

日本に中長期（3ヶ月を超えて）滞在する外国人は、日本の公的な医療保険に加入しなければなりません。ただし、在留資格「短期滞在」もしくは「留学（在留期間3ヶ月）」の場合は国民健康保険に加入できないため、日本に来る前に、旅行保険等に加入することをお勧めします。

国民健康保険の加入手続きは、居住地区的市（区）役所・支所で住民登録申請の後に行います。加入すると、怪我や病気の治療を受ける際に、病院の受付窓口で国民健康保険証を提示すれば、保険診療適用内の医療費についてはその30%を支払うだけで診療を受けられます。国民健康保険料は、家族の有無などの諸条件により異なりますが、例えば、京都市在住の単身の留学生の場合は年間約18,000円の保険料を支払うことになります。

アルバイトについて

留学生は、「資格外活動許可証」を入国管理局で受けた場合にかぎりアルバイトをすることができます。
以下の3点の注意点を必ず守ってください。

- ① アルバイトが学業に支障を来さないものであること。
- ② 就業時間は、「留学」の在留資格を持つ留学生は一律1週28時間以内（長期休暇中は法律で定められている週40時間の範囲内であれば1日8時間まで就労することが可能）です。
- ③ 風俗営業等、公序良俗に反する仕事には従事できません。

許可を得ないでアルバイト活動に従事した場合は、処罰の対象になります。